

## 補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金
補助事業等の目 標	不妊治療及び不育治療を行っている夫婦の経済的負担を軽減し、少子化対策の充実を図る。
補助事業等の対 象 者	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>(1) 不妊治療(医療機関で不妊症と診断されて受けた治療に限り、次に掲げる不妊治療を除く。)又は不育治療(医療機関で不育症と診断されて受けた治療に限る。)を行っている夫婦(戸籍法(昭和22年法律第224号)第74条の規定による届出を行った男女若しくは住民基本台帳等により婚姻をしていることが確認できる男女又は事実婚であると認められる男女をいう。以下同じ。)であること。</p> <p>ア 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による体外受精及び顕微授精</p> <p>イ 妻が卵巣及び子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産をする治療</p> <p>ウ 夫婦の精子及び卵子が使用できる場合において、妻が子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子及び妻の卵子を体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠及び出産をする治療</p> <p>エ 長野県不妊治療に悩む方への特定治療費支援事業実施要綱(令和4年3月31日付け3保疾第1153号長野県健康福祉部長通知)の規定に基づく助成を受けた当該治療</p> <p>(2) 夫婦の双方又は一方が申請時において1年以上諏訪市に住所を有する者</p> <p>(3) 夫婦の双方が医療保険各法の規定に基づく医療保険のいずれかに加入している者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p> <p>(5) 申請をしようとする治療に対して他の市区町村から同様の補助を受けていない者</p>
補助対象経費	<p>1 補助対象経費は、次に掲げる費用とする。</p> <p>(1) 不妊治療又は不育治療を受けるために対象者が負担した次の費用</p> <p>ア 月ごと、入外区分ごとに算出した自己負担額</p> <p>イ 医療保険が適用されない治療に係る費用</p> <p>(2) この取扱基準による補助金の交付申請に必要な医療機関証明書の発行に係る費用</p> <p>2 次に掲げる費用は、補助対象経費から差し引くものとする。</p> <p>(1) 医療保険各法の規定に基づく保険給付により給付される額</p> <p>(2) 各保険者等の定める任意給付により給付される額</p> <p>(3) 長野県が行う次の事業の助成(以下「県補助」という。)を受けたときの当額助成を受けた額</p> <p>ア 不妊治療(先進医療)費用助成事業</p> <p>イ 不育治療支援事業</p>

補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>不妊治療にあつては不妊治療費助成事業補助金として、不育治療にあつては不育治療費助成事業補助金として、それぞれの補助対象経費の2分の1以内の額を補助し、それぞれ10万円を限度とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】</p>
補助事業等の評価	<p>諏訪市不妊及び不育症治療等助成事業補助金交付申請書、不妊及び不育治療受診医療機関医師証明書、不妊及び不育治療受診医療機関及び薬局証明書、県補助を受けている場合には補助金交付決定通知書の写しにより、補助事業の内容を審査のうえ、担当部署により効果を評価する。</p>
補助事業等の開始時期	平成19年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】</p> <p>不妊又は不育により子どもを持つことが困難な夫婦に対し、継続的に支援していく必要があるため。</p>
情報の公表の方法等	補助事業件数、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	<p>同一の夫婦が補助金の交付を受けられる回数は、一会計年度について不妊治療助成事業補助金又は不育治療費助成事業補助金のいずれか1回とし、1子につき6回（令和3年度以前に補助金の交付を受けた回数に含まない。）を上限とする。この場合において、不妊治療及び不育治療を同一の期間に受け、負担した費用を合算して申請するときは、1回とみなす。</p>
提出書類	<p>1 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市長と協議の上次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付申請書（様式第2号-1）</p> <p>(2) 諏訪市不妊及び不育治療受診医療機関医師証明書（様式第2号-2）</p> <p>(3) 諏訪市不妊及び不育治療受診医療機関及び薬局証明書（様式第2号-3）</p> <p>(4) 補助対象経費の領収書の写し</p> <p>(5) 夫婦それぞれの健康保険証の写し</p> <p>(6) 補助対象経費について医療保険者からの保険給付又は任意給付があった場合は、給付決定通知書、通帳等の給付金額が分かるものの写し</p> <p>(7) 県補助を受けた場合は、補助金交付決定通知書等の交付金額の分かるものの写し</p> <p>(8) 婚姻の届出を行っていない場合は、事実婚関係申立書（様式2号-4）</p> <p>2 申請書類は、不妊治療又は不育治療が終了した日から起算して6月が経過する日（令和4年4月1日から同年9月30日までの間に終了した治療については、令和5年3月31日）までに提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、申請書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を諏訪市不妊及び不育治療費等助成事業補助金交付決定・却下通知書（様式第3号—1）により通知するものとする。</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	諏訪市 健康福祉部 健康推進課 健康支援係

平成27年 5月11日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和4年9月22日 一部改正（令和4年10月1日 施行、令和4年4月1日 適用）